

# 令和7年度 施工管理者等のための足場点検実務者研修の開催ご案内

URL : <http://www.kensaibou-yamagata.jp> (各講習計画の詳細を掲載中)

山形労働局長登録教習機関

建設業労働災害防止協会山形県支部

登録番号：T5010405001851

TEL 山形県支部：023-642-3033

技能安全センター：0237-83-2211

足場等からの墜落防止対策の強化を図るため、**一側足場の使用範囲の明確化・足場点検時の点検者指名・足場組立後の点検者の氏名の記録・保存に関して、労働安全衛生規則の一部が改正され、令和5年10月1日より施行されます。**

「足場の点検」については、点検結果を記録し保存すること、また、作業開始前の足場の点検についても義務付けられておりますが、事業者又は注文者が点検を行う際は点検者を指名しなければなりません。また足場の組立て、一部解体又は一部変更後には指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

点検者については、厚生労働省安全衛生部長通達の中で労働安全衛生法第19条の2に基づく「足場作業主任者能力向上教育」をはじめ、足場に関する知識を習得した者が点検を行う必要があり、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務者研修」を受けた者も点検者として指名することができます。

通達の主旨を踏まえ、足場作業主任者技能講習を取得されていない施工管理者等を対象に、下記のとおり開催することといたしましたので、この機会を活用して多数受講されますようご案内申し上げます。

## 1 講習日時

| 日 程                         | 講習会場                                                   |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------|
| 令和7年 12月 17日 (水) 8:20~12:40 | 「建設業技能安全センター」<br>寒河江市大字白岩字久保川原1660<br>TEL：0237-83-2211 |

## 2 受講対象者

- (1) 建設工事の施工管理の実務に従事した経験のある者
- (2) 店社の安全衛生部門で足場の設置計画書の審査、工事現場の安全パトロール等の業務を担当している者

## 3 教育の内容

|                   |     |
|-------------------|-----|
| 災害事例及び関係法令        | 1時間 |
| 足場の組立て等の安全施工と保守管理 | 3時間 |

## 4 受講料 (受講料・教材費には、消費税含む。)

| 区 分     | 一 般                      | 建 災 防 会 員<br>(会員には受講料2,000円補助) |
|---------|--------------------------|--------------------------------|
| 受講料・教材費 | 受講料 7,130円<br>教材費 1,815円 | 受講料 5,130円<br>教材費 1,815円       |
|         | 合 計 8,945円               | 合 計 6,945円                     |

## 5 受講申込先 手続き

### (イ) 受講手続き

- ① 受講申込書兼受講票：ホームページからダウンロード可

(注1) 上記①を予め申込先に郵送（提出）して下さい。

(注2) 定員（100名）になり次第締切りとなります。お早めに申込書を提出して下さい。

### (ロ) 受講料の納入

- ① 前納制となります。下記口座に期日までに納入して下さい。  
（土、日、祝日を除く講習日の5日前まで納入すること）
- ② 振込手数料はご負担願います。
- ③ 「領収書」は講習当日にお渡しいたします。事前に必要な方はご連絡下さい。

### (ハ) 申込み・お問い合わせ先

〒990-0505 寒河江市大字白岩字久保川原1660

建設業技能安全センター・セーフティプラザ山形 TEL：0237（83）2211 FAX：0237（83）2212

- ① 山形銀行 県庁支店 普通N○. 0189758  
口座名 建設業労働災害防止協会 山形県支部
- ② きらやか銀行 山形東支店 普通N○. 0063838  
口座名 建設業労働災害防止協会 山形県支部

※ 申込書を提出後、上記2行のいずれかにお振込み下さい。

## 6 修了証 所定の科目を受講した者に講習終了後、即日交付となります。

【統合修了証】 ※令和2年1月より運用開始

○講習修了後、建災防山形県支部で管理するデータを基に「安全衛生教育 統合修了証」を発行します。

○建災防山形県支部発行の「安全衛生教育修了証」をお持ちの方は、講習当日に回収しますので、ご持参下さい。

※滅失により当日持参できない方で、後日修了証を発見した場合、自らハサミを入れて破棄して下さい。

※発行済みの修了証を保管希望の方は、ご自身で修了証に穴を開ければ提出不要です。

## 7 その他

- ① 受講日当日、本人確認のため「運転免許証・健康保険証・住民票」のいずれかを持参してください。  
身分証を忘れると、受講できません。
- ② 遅刻した場合は受講できません。
- ③ 受講料納入後、学科講習日の5日前（土、日、祝日を除く）までに受講取り消しの連絡があれば受講料等の返金に応じますが、それ以降は如何なる理由でも受講料等の返金には応じられません。

建災防山形県支部 または  
建設業技能安全センター

検索  CLICK!